

市民相談(10月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。

女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人)  
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00  
予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00  
▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いずれも市役所5階相談室507

備当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00  
(1人30分)  
問人権室  
TEL06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30  
▽日曜日10:00～16:00

場市役所7階くらしサポートセンター  
守口  
TEL0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど  
時10月2日・9日・16日・23日(金)  
14:00～18:00  
場大日サービスコーナー  
(イオンモール大日内)  
問学校教育課  
TEL06-6995-3151

**放置ボンベ撲滅週間**  
毎年10月23日から29日までの7日間を「放置ボンベ撲滅週間」として設定し、放置ボンベを無くすため、また危険性を知ってもらうために、広報活動を実施しています。  
放置ボンベ(放置容器)とは、路上や空き地に投棄されているボンベや、事業所内で長時間使用されずに置かれているボンベのことをいいます。  
また、ボンベという言葉は爆弾(bomb)が由来といわれており、大変危険で爆発、破裂などによる死亡事故も発生しています。  
さびびりたり変形しているボンベを発見した際は、絶対に触らずボンベに表示されている電話番号へ連絡してください。また、所有者不明や電話番号の表示がない場合は、消防本部まで連絡してください。

**行政と暮らしの一日相談所**  
市民の皆さんの力で一つでも多くの事故を減らしましょう。  
問守口市門真市消防組合消防本部予防課  
TEL06-6906-1302  
相続や登記、税金、年金など日常生活で生じるさまざまな悩み事、国などの行政に対する意見要望などについて専用の相談担当者が相談に応じます。  
時10月23日(金)午前10時～午後4時  
場大阪市中央区民センターホール  
注予約制  
問近畿管区行政評価局  
TEL06-6941-8358

**狂犬病予防注射をまだ済ませていない飼い主さんへ**  
飼いの犬の狂犬病予防注射は、毎年4月1日から6月30日までの期間に受けさせることが法律で義務づけられています。  
しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による事情で期間内に接種ができなかった場合でも、令和2年12月31日(木)までに接種を受けたときは、特例措置で期間内に接種したものととして扱います。  
注射をまだ済ませていない飼い主さんは、感染の収束状況を見ながら、注射を受けさせましょう。  
備表の市委託動物病院では犬鑑札注射済票を発行可(再交付・転入の手続きは不可)  
問環境対策課  
TEL06-6992-1511

市委託動物病院一覧

病院名	住所	電話(06)
岡部動物病院	八雲中町1-15-7	6906-5141
奥田動物病院	大枝北町10-4	6996-1965
きんだ動物病院	金田町6-21-17	6900-1011
京阪動物病院	金田町1-59-12	6900-1551
さわべ動物病院	南寺方南通2-4-21	6994-7220
大日いぬねこ病院	大日東町35-14	6904-5677
バーニー動物病院	馬場町1-4-16	6997-3612
まねき猫ホスピタル	八島町1-15コラウペ八島1階	6998-3808
北里動物病院	菊水通2-4-16守口一号館	6926-9133
イオン動物病院大日	大日東町1-18イオンモール大日3階	4252-0231



DVのない男女共同参画社会へ  
第3回(全5回)  
恋人からのDV、彼女からのDV



一般社団法人  
WANA関西  
代表理事  
藤木美奈子

高校生や大学生のカップル、ほほえましいですね。しかし、そんな若い2人の間にもDVという支配や暴力が介在することがあります。  
交際中の彼・彼女からの、暴力・暴言などを「デートDV」と呼びます。  
DVと聞くと、殴る、蹴るなどの身体的暴力を想像するかもしれませんが、言葉による精神的な暴力や束縛、支配である場合は少なくありません。「バカ」「役立たず」「ブタ」など侮辱的な言葉を吐かれる、携帯電話をチェックされる、今、どこ?写メ送って!など行動を監視されるほか、無理やり性行為をされる、避妊具をつけない、お金を取られる、借金を肩代わりさせられるなど、問題が深刻化するケースもあります。  
また、デートDVには女性から男性への暴力も少なくありません。「男女間における暴力に関する調査報告書(2012年内閣府)」によると、約2割の男性が女性から暴力を受けたと答えて

います。いずれのケースも当事者だけの努力では解決ができないことが多く、親はもちろん、学校への相談、専門家の協力が必要になります。  
一方、DVと知っていてもなかなか離れられないケースは、加害側・被害側、それぞれが心理的な問題をかかえている可能性が高いと言えます。この場合、心理カウンセリングなどを受け、愛着の問題や自身の生育環境におけるトラウマ「育ちの傷」に気づくことが再発防止になります。  
行動が改まらない場合は、法的手段の検討も必要です。2014年1月に改正されたDV防止法では、夫婦や元夫婦、事実婚のカップルに加え、デートDVの一部もDV防止法の対象となりました。  
しつこくつきまとわれるなど、問題が収束しない場合には、警察、市人権室などの窓口相談して、DV防止法や、ストーカー規制法などの法的手段も検討する必要があります。いずれも周囲がしっかりと関わって、毅然とした態度で向き合うことが大切です。  
問人権室  
TEL06-6992-1512

**11月1日からひとり親家庭医療証が変わります**  
市は、ひとり親家庭の人を対象に医療費の一部を助成しています。現在、対象者に交付している医療証は、10月31日(土)が有効期限です。  
引き続き受給資格がある人は、新医療証(濃桃色)を有効期限までに郵送します。  
11月1日(日)からは、必ず新医療証を医療機関の窓口提示してください。  
新医療証が届かない、記載内容に誤りがある場合や、受給資格のある人で医療証を持っていない人(未申請者)は連絡してください。  
**受給資格**  
国民健康保険または各種社会保険の加入者で、次の資格要件に該当する人  
▽18歳に達する日以降の最初の3月31日までの、母子・父子家庭、両親がいない子  
▽右記の児童を養育している母・父・養育者  
備0歳から中学校卒業までは、入院中の食事代を子ども医療で助成します。  
注受給資格には所得制限などあり。  
問子育て支援政策課  
TEL06-6992-1647

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。  
市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

専用電話番号06-6998-7921 受付時間 平日9:00～17:30

次のような情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問生活福祉課 TEL06-6992-1593 〓Mori\_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp